⑱　受注者の責めにより、提案された技術提案を遵守することができない場合は、提案の達成率に応じて工事成績評定点から減点する。
⑲　本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表する。
⑳　詳細は、入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : TOKIOKA Shinji, Director of Obihiro Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Shizume Bridge, National Highway Route 38, Obihiro city, Hokkaido, Japan
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 p.m. 19 November 2024
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 p.m. 24 January 2025 (tenders brought with 12 : 00 p.m. 24 January 2025 or submitted by mail 12 : 00 p.m. 24 January 2025)
⑹　Contact point for tender documentation : Contracts Division, Obihiro Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism West 5, South 8, Obihiro, Hokkaido 080―8585, Japan TEL 0155―67―4181

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
本事業は総合評価落札方式である。
また、本事業は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う事業である。
令和６年10月21日
支出負担行為担当官
関東地方整備局長　岩﨑　福久

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
1　事業概要
⑴　品目分類番号　41、42
⑵　事業名　国道17号北本⑸電線共同溝ＰＦＩ事業
⑶　事業の対象となる公共施設等の種類　電線共同溝（道路法（昭和27年法律第180号）第２条第２項第９号に定める電線共同溝（道路の附属物））、道路（車道、歩道）、道路附属物（道路照明、排水構造物、防護柵、縁石、道路標識等）
⑷　事業場所
①　所在地
自）埼玉県北本市本宿五丁目
至）埼玉県北本市宮内七丁目
②　事業対象　一般国道17号
③　延長　約1.6㎞（道路延長：約0.8㎞）
⑸　事業概要　国道17号北本⑸電線共同溝ＰＦＩ事業（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）第７条に基づき、特定事業として選定された事業として、選定事業者が設立した特別目的会社（会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社（以下「ＳＰＣ」という。））又は選定事業者（以下「事業者」という。）が、ＢＴＯ（Build, Transfer and Operate）方式により、電線共同溝（管路部、特殊部、連系・引込部、横断部）、道路舗装（車道、歩道）、道路附属物（以下「本施設」という。）の調査・設計及び工事並びに、電線共同溝（管路部、特殊部、連系・引込部、横断部）の維持管理を実施するものである。
⑹　事業期間　事業契約締結の翌日から令和26年３月末まで。
⑺　本事業は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う事業及び見積活用方式である。詳細は入札説明書による。
2　応募者の競争参加資格
⑴　応募者の構成
①　応募者は、１⑸に掲げる業務を実施することを予定する単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。
②　応募グループの場合は、構成される企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。
なお、応募企業の場合は代表企業を兼ねるものとする。
③　応募企業又は応募グループは、契約締結までに本事業を行うためのＳＰＣを会社法に基づく株式会社として設立することを基本とする。その際、ＳＰＣの代表企業は下記アからウまでの要件を全て満たすこと。なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次のアからウまでの要件を全て満たす場合をいう。
ア　直近期が債務超過でないこと。
イ　経常損益が３期連続で赤字でないこと。
ウ　３期以上の決算を迎えていること。
ただし、ＳＰＣを設立しない応募グループが契約締結までに共同企業体を結成する場合は協定書を締結するものとする。協定書について詳細は入札説明書による。
④　上記③のＳＰＣの設立において、代表企業及び構成員はＳＰＣに出資すること。
また、ＳＰＣへの出資については、次のアからウまでの要件を満たすこと。
ア　代表企業及び構成員は、ＳＰＣの株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有すること。
イ　代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。
ウ　ＳＰＣの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有することとし、関東地方整備局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。
⑤　ＳＰＣを設立する場合は、代表企業又は構成員以外の者で、事業者より業務を受託し又は請負うことを予定する者（以下「協力企業」という。）についても、第一次審査提出書類の提出時に協力企業として明記すること。なお、協力企業とは、ＳＰＣの設立において、ＳＰＣに出資しない企業のことである。
⑥　応募にあたり、代表企業、構成員又は協力企業それぞれが、１⑸に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、応募グループの場合は、同一の者又は相互に資本関係又は人的関係において関連のある者が入札説明書の３⑷②イ工事業務のうちａ．ｂの業務と３⑷②ウに掲げる工事監理業務を兼務して実施することはできない。また、応募企業の場合は、工事監理業務を資本関係又は人的関係において関連のない者に委託すること。なお、委託先については、⑸の要件を満足することとし、委託先の資格、実績等については、協力企業に準ずる形で、第一次審査提出書類で明らかにすること。
⑦　代表企業、構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査提出資料の提出期限までに代表企業、構成員又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、関東地方整備局と協議するものとし、関東地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。
⑧　代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力企業でないこと。
⑨　代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力企業でないこと。
⑩　上記⑥及び⑨において、「資本関係又は人的関係において関連のある者」について、詳細は入札説明書による。
⑵　応募者共通の参加資格要件　代表企業及び構成員並びに協力企業は、次の①から⑧までの要件を満たさなければならない。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。